

★ News 改正マイナンバー法が成立 これまでの → 「健康保険証」は廃止へ

2023年(令和5年)6月2日、行政のデジタル化を推進するための改正マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・改正案)が、参院本会議で可決・成立しました。

マイナンバーカードと健康保険証とを一体化した「マイナ保険証」の普及をはかり、来年2024年秋には現行の「健康保険証」を廃止するなど、抜本的な制度改革となっています。↙ 経過措置：廃止後1年間は有効

マイナンバーカードの交付率は8割近いとはいえ、国民皆保険制度の下、義務を伴う公的医療保険加入とマイナンバーカードの一本化は、事実上のカード取得の義務化となり、カードを取得していない人や高齢者や子どもなど取得や暗証番号を含む管理が困難な人々への対応が不透明であるという課題は残り、一方で、マイナンバーに他人の情報が紐付けされる誤登録など、システムや人為的ミスによるトラブルが多数発覚しており、制度への不信が広がっている中で、今後の動向が注目されます。

【マイナンバー】住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号。個人番号。

【マイナンバーカード】住民からの申請で交付される顔写真付きカード(→本人確認書類となる)で、取得は任意(義務ではない)。

裏面に12桁のマイナンバーが記載され、法的手続での番号確認・本人証明となる。

【改正マイナンバー法のポイント】

【資格確認書】本人からの求めで提供。有効期間は、1年を限度。更新は詳細未定。↙

1	マイナンバーの利用範囲の拡大	当初の利用範囲は社会保障・税・災害対策の3分野に限られたが、一定の国家資格や自動車登録等の行政事務に利用範囲を拡げる。
2	マイナンバーの利用・情報連携に係る規定の見直し	法律でマイナンバーの利用が認められている事務は主務省令に規定することで情報連携を可能に。準ずる事務にも利用可能。
3	マイナンバーカードと健康保険証の一体化	マイナンバーカードを持たない人が必要な保険診療を受けられるよう、本人からの求めで「資格確認書」を発行する。
4	マイナンバーカードの普及・利用促進	マイナンバーカードの申請・交付の選択肢(窓口)を拡大する。暗証番号入力を伴わずに本人確認できる規定を整備する。
5	戸籍等の記載事項に「氏名の振り仮名」の追加	戸籍、住民票等の記載事項に、氏名のふりがなを追加する。マイナンバーカードの記載事項に、氏名のふりがなを追加する。
6	公金受取口座の登録促進(行政機関等経由登録の特例制度の創設)	年金受取口座をマイナンバーに紐付け。事前通知に不同意の回答なければ、同意とみなして政府は公金受取口座として登録。

★ News 改正健康保険法・成立

2023年(令和5年)5月12日、参院本会議で可決・成立した改正国民健康保険法(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法・改正案)のポイントです。

- こども・子育て支援の拡充…出産育児一時金の支給額を42万円→50万円に引き上げ(令和5年4月から)、支給費用の財源を現役世代だけでなく、後期高齢者も負担する。

国民健康保険に加入する女性の産前産後期間、保険料を免除する措置を創設する。

- 後期高齢者の医療給付費を、現役世代と公平に負担するため、後期高齢者の保険料を段階的に引き上げる。

【後期高齢者医療制度】75歳以上の人と、65~74歳の一定の障害のある人が加入。75歳になると、それまで加入していた医療保険から自動的に加入することになる公的医療保険制度。

〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

